



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ジュンテンドー  
代表者名 代表取締役社長 飯塚 正  
(コード番号 9835 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長  
吉野 順祥  
(TEL 0856 - 24 - 2400)

## 社外取締役および監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、定款第 27 条および定款第 34 条に規定する責任限定契約を社外取締役および監査役との間で締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 社外取締役および監査役の氏名

社外取締役	村上 正行
監査役	鮫島 実
監査役	羽柴 克郎
監査役	田原 豊
監査役	牛尾 義昭

#### 2. 責任限定契約の締結日

平成 28 年 5 月 20 日

#### 3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 28 年 4 月 8 日付「単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、業務執行を行わない取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役および監査役と責任限定契約を締結することを可能とする定款の変更議案を、本日開催の当社第 55 回定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役および監査役と責任限定契約を締結いたしました。

#### 4. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

##### (1) 第 27 条 2 項

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

##### (2) 第 34 条 2 項

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上